全国文字通訳研究会 関東地区例会(2012年8月12日)に参加して 一意見と提案ー

1 今後、取り組みを進める課題

「文字通訳」を要約筆記者養成講座のカリキュラムの中に組み込むために、文字通訳論と技術を確立しなければなりません。

(現在の問題点) 話の種類は、講演か会議か、通訳の程度は、全訳か、抄訳か、など利用者のニーズに応えていく内容と、基本的な通訳論に関する意見などが錯綜しているようです。

今までに出ている意見を整理し、これから開催される研修会の場で検証していき、理論がためをしていくことを提案します。

- (1)文字通訳理論の確立
- (2) 文字通訳理論確立の中での課題
 - ・コミュニケーション保障の場での人権保障
 - ・文字言語の役割
 - ・通訳論についての学習
 - (3) 話の種類別の特徴を生かした各部門の専門化
- 2 中失・難聴者のコミュニケーション支援を構造的にとらえる

「文字通訳理論」の確立のために

(1)「聞こえない」のはどんな障害か、どんな支援を要望しているか。

中失・難聴者は、聴覚に障害があるが、言語障害者ではない。書き言葉の文字による情報は理解することはできる。

(参考資料) ブローカー野とウェルニッケ野 「脳の働きがわかる本 小長谷正明著」

ブローカー失語あるいは運動性失語は、耳で聞くことばの意味がわかり、自分でも話したい と思っていても言葉が出ない状態をいう。

ウェルニッケ失語は、耳はちゃんと聞こえていても、人がしゃべっていることばの意味が 理解できない状態をいう。

ブローカー野とウェルニッケ野の言葉の中枢が連携しながら、ヒトでものすごく発達している 言語の機能を働かせている。

ブローカー野(運動性言語中枢)やウェルニッケ野(感覚性言語中枢)などの言葉の中枢システムは、耳から入って口から出ていく言葉だけではなく、目にした文字の意味も理解したり、字を書く時も立ち上がっている。

また、耳が聞こえなかったり、口がきけない人のコミュニケーションのための手話でも、これらの言語中枢がはたらいていることも、機能的MRIの研究でわかっている。

(2) 話し合いの中での難聴者のコミュニケーション保障

中失・難聴者は、会議で交わされる話し言葉を聞き取りたいという強い要望をもっている。

話し合いは、聞くこと、考えること、話すことの循環である。

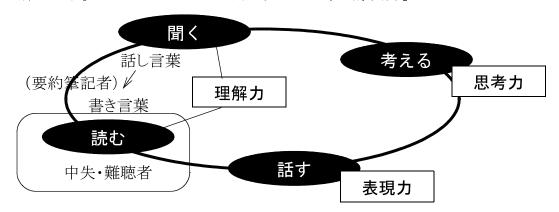
発言しているときだけが参加ではなく、人の意見を聞きながら、うなずいたり、疑問を持ったりすることこそ、新たな物の見方や考え方を自分のものとして獲得するチャンスです。そして、自分の考えを整理し、分析し、論理を組み立てていくことが次の発言へとつながっていきます。

話し合いに臨む時に心がけたいのは、

- ・他人の意見をきちんと聞き取る(理解力)
- ・意見を聞くことで考えを広め、深める(思考力)
- ・それをもとに自分の意見を整理して分かりやすく話す(表現力)を発揮することです。

こうして、他の人が気づかなかったことを指摘したり、新たな提案をしたりすれば、他の参加者の考えを広げたり、深めたりすることになります。

話し合いのメンバーは、議論の進行に「参加」し、「協力」し、その中で自分の得意な能力を 発揮することが肝心です。「NHKテキストことば力アップ4~9、加藤昌男」



コミュニケーションの場での参加保障を考える

コミュニケーション保障は、この一連の過程を経て発信者から受信者へ届くから、発信から 受信までの全体的な構造の中でとらえる必要がある。

中失・難聴者にとって、(聞く)ことの中に要約筆記者が、話し言葉を書き言葉に変える通訳 →文字化した文章を(読む)過程が入る。

現状はどうか ~例会の発言から~

「聞こえる人と同じ立場で、どうまとめればいいか、コメントするには、100%の情報保障がないと意見の言いようがありません。」

「本当に伝えたい気持ちのある人は、中失・難聴者が100%をなぜ求めるのか、それに気づいてほしい。イントネーション、話し方のニュアンス、笑いが起こったこととか伝えるべき情報はたくさんある。」

(3)コミュニケーション保障の場での人権保障

【 考えよう!】

難聴者からの疑問~

- *要約したものを伝えることで、人権が守られるのでしょうか?
- *話に追いつく同時性は、難聴者の社会参加を後押ししているでしょうか。
- *単に情報を受けるだけでなく、自分の意見をいうための考える時間もほしい。その間に話題が先にいってしまうと困る。
- *書いたことが全てです。100%の情報がないと、何がわからないのか、何も意見は言えません。

なぜ、難聴者からこんな疑問が出るような情報保障になっているのでしょうか。

(参考資料) 要約筆記者養成等調査検討事業報告書(平成22年3月)

全日本難聴者 中途失聴者団体連合会

- 2 要約筆記(通訳)についての基本的な考え方
 - (A)権利擁護のための要約筆記

要約筆記がこれを必要とする聴覚障害者の人権を擁護するためにあるということです。 聞こえない人が聞こえる人と同じスタートラインにつける。それは、私たちの社会が戦 後一貫して求めてきた基本的人権の保障に他ならない。

(B) 通訳行為としての要約筆記

その場の情報を保障してコミュニケーションの成立を支援する行為とは通訳行為に他なりません。要約筆記が通訳行為であるとは、話し手が話し言葉によって意図した意味内容を、要約筆記者が理解し再構成することであり、要約筆記が理解したものを利用者がコミュニケーションに利用しうるように書き言葉で書き表していくことになります

4 文字言語の役割

伝えたいことがある=これがコミュニケーションの出発点です。伝えたい心を大切にしつつ、 伝えたいことをどうやって心の通りに伝えるか、その伝える助けになるのが【言葉の力】です。

「言葉は単なる単語の羅列ではない。」「文法構造とよばれる仕組みが命題の真偽値を決める。」「主部と述部の相互関係で表される文によって、私たちは、意味がわかるのだ。」

つまり、言語の最も重要な機能は、語ではなく、「文」であり、それがことばの創造的で的確な 使用を可能にしている。と、言語研究の本に書かれています。

100%の情報を伝えてほしいという難聴者の要望に応えるために,言葉の力を身につけることが求められます。現在研究が進んでいる専門の言語研究者の知見に学んでいきましょう。

5 通訳論の学習

全難聴の示す通訳論は、難聴者の要望に応えられていないことを示しています。 今回の例会でも、「文字通訳論」についてわかりにくいの声が出ています。 文字通訳の理論化を、みんなの力を出し合って研究していきましょう。